

飯島町教育委員会障がい者活躍推進計画

機関名	飯島町教育委員会
任命権者	教育長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
飯島町における障がい者雇用に関する課題	飯島町教育委員会では平成31年の法定雇用率を充足している。引き続き期間中の法定雇用率の達成を目指す。 また、採用した障がい者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組が必要であるため、町長部局と連携しながら推進する。
目標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：4.54% 【評価方法】 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない 【評価方法】 毎年の任免状況通報のタイミングで定着状況を把握・進捗管理
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	○ 職員は、町長部局からの出向職員で構成されているため、障がい者雇用推進者は町長部局と同一の総務課長を選任する。 ○ 組織内の人的サポート体制（障がい者雇用推進者、人事担当等）及び組織外の関係機関（長野労働局、伊那公共職業安定所）との相談体制について、町長部局と連携していく。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○ 今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。 ○ 従来の業務遂行が困難となった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○ 相談窓口への相談の他、人事評価面談の際に障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を確認することとし、その結果を踏まえて必要な措置を講じる。 ○ 措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつも可能な範囲で適切に実施する。 ○ 募集及び採用に当たっては、以下の取扱いを行わないことを町長部局と調整する。 ・ 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が

	<p>受けられること」といった条件を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	<p>○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>